

## 国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第14条の規定に基づき、当社が清算参加者から徴収する手数料に関し、必要な事項を定める。

### (口座管理手数料)

第2条 清算参加者は、口座管理手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する口座管理手数料は、月額170万円（清算参加者が国債店頭取引他社清算参加者である場合は、月額160万円）万円とする。ただし、2以上のネットィング口座等（業務方法書第86条に規定するネットィング口座及び業務方法書第90条第3項に規定する当初証拠金グループをいう。以下この条において同じ。）を開設している清算参加者については、当該額に、当該清算参加者が開設するネットィング口座等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算した金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、ネットィング口座等の開設日若しくは設定日が月の2日目（休業日を除外する。）以降の日となったとき、又は当該清算参加者がネットィング口座等の廃止の申請若しくは設定の解除の届出を行った場合において当該ネットィング口座等の廃止日若しくは設定の解除日が月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）以前となったときの当該口座管理手数料は、当該清算参加者が当該ネットィング口座等を開設又は設定していた期間に応じ、前項の金額について日割計算を行った金額とする。

### (債務引受手数料)

第3条 清算参加者は、債務引受手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する債務引受手数料（月額）は、各清算参加者の次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 国債証券の売買等

当社が債務の引受けを行った清算対象取引について、業務方法書第40条第2項第1号eに規定する売買決済日に授受する金銭の額に、次のa及びbに掲げる国債証券ごとに当該a及びbに定める率を乗じた金額

##### a 国庫短期証券

月間2,000億円以下の部分 万分の0.0019

月間2,000億円を超え4,000億円以下の部分 万分の0.00145

月間4,000億円を超え1兆円以下の部分 万分の0.00095

月間1兆円を超え3兆円以下の部分 万分の0.0007

月間3兆円を超える部分 万分の0.00028

b 利付国債及び割引国債（国庫短期証券を除く。）

月間1兆円以下の部分 万分の0.0038

月間1兆円を超え2兆円以下の部分 万分の0.0029

月間2兆円を超え4兆円以下の部分 万分の0.0019

月間4兆円を超え7兆円以下の部分 万分の0.0014

月間7兆円を超える部分 万分の0.00055

(2) 現金担保付債券貸借取引等、銘柄先決め現先取引等及び銘柄後決め現先取引等

当社が債務の引受けを行った清算対象取引について、業務方法書第40条第2項第2号eに規定する取引決済日に授受する金銭の額、業務方法書第40条第2項第3号eに規定するエンド受渡金額（同第2条第38号a（b）に規定する当初現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額及び同条第96号に規定する変更後銘柄先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額を含む。）及び業務方法書第40条第2項第4号eに規定するエンド受渡金額の合計額に、次のa及びbに掲げる取引ごとに当該a及びbに定める金額

a オーバーナイト取引（取引決済日が取引実行日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である現金担保付債券貸借取引等、エンド取引受渡日（業務方法書第2条第38号に掲げる取引にあつては、当初現先取引等のエンド取引受渡日）がスタート取引受渡日の翌日（同号に掲げる取引にあつては、サブスティテューション実行日の翌日）（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である銘柄先決め現先取引等及びエンド取引受渡日がスタート取引受渡日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である銘柄後決め現先取引等をいう。以下同じ。）（a）に掲げる取引ごとに定める日数を乗じた金額の合計額について、（b）に掲げる率を乗じた金額

(a)

現金担保付債券貸借取引等 貸借期間（取引実行日の翌日から取引決済日までの期間（休業日を含む。）をいう。）

銘柄先決め現先取引等 取引期間（スタート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（業務方法書第2条38号aに掲げる取引にあつては、サブスティテューション実行日の翌日から当初現先取引等のエンド取引受渡日までの期間）（休業日を含む。）をいう。）

銘柄後決め現先取引等 取引期間（スタート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡

日までの期間（休業日を含む。）をいう。）

(b)

月間15兆円以下の部分	万分の0.00028
月間15兆円を超え25兆円以下の部分	万分の0.00017
月間25兆円を超え50兆円以下の部分	万分の0.000085
月間50兆円を超え80兆円以下の部分	万分の0.000055
月間80兆円を超え100兆円以下の部分	万分の0.000028
月間100兆円を超える部分	万分の0.0000095

b オーバーナイト取引以外の取引 次に掲げる率を乗じた金額

月間1兆5,000億円以下の部分	万分の0.0028
月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下の部分	万分の0.0017
月間2兆5,000億円を超え5兆円以下の部分	万分の0.00085
月間5兆円を超え8兆円以下の部分	万分の0.00055
月間8兆円を超え10兆円以下の部分	万分の0.00028
月間10兆円を超える部分	万分の0.000095

(銘柄割当てに係る手数料)

第3条の2 清算参加者は、銘柄割当てに係る手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する銘柄割当てに係る手数料（月額）は、次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 銘柄割当手数料 銘柄割当てにおいて国債証券の渡方清算参加者について銘柄割当てが行われたスタート/Rewind国債引渡債務（バスケット）に係る受渡金額に次に掲げる率を乗じた金額

2兆5,000億円以下の部分	万分の0.0032
月間2兆5,000億円を超え10兆円以下の部分	万分の0.0028
月間10兆円を超え15兆円以下の部分	万分の0.0018
月間15兆円を超える部分	万分の0.0005

(2) 超過割当手数料 超過割当て（業務方法書の取扱い第12条の2第2項に規定する場合に、同項の規定により行う銘柄割当てをいう。）の件数に5万円を乗じた金額

(残高管理手数料)

第4条 清算参加者は、残高管理手数料を当社に納入しなければならない。

2 前項に規定する残高管理手数料は、別表1「残高管理手数料の額の計算に関する表」によるものとする。

(期日管理手数料)

第5条 清算参加者は、期日管理手数料を当社に納入しなければならない。

- 2 前項に規定する期日管理手数料は、別表2「期日管理手数料の額の計算に関する表」によるものとする。

(DVP決済手数料)

第6条 清算参加者は、DVP決済手数料を当社に納入しなければならない。

- 2 前項に規定するDVP決済手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。
  - (1) 業務方法書第50条の11第1項又は第2項(同第51条第3項及び同第56条第2項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。)に規定する国債証券の授受のために、清算参加者(同第50条の11第2項に規定する代理人を含む。)と当社との間で行われた国債証券に係る口座振替件数に150円を乗じて得た金額
  - (2) 業務方法書第57条第1項、同第59条第1項、同第60条第1項、同第62条第1項及び同第63条第1項に規定する金銭の授受の件数に150円を乗じて得た金額
- 3 業務方法書第51条第4項の規定によりフェイルに係る決済が行われたとき並びに同第54条第1項及び第2項の規定により金銭の授受が行われたときは、同第51条第3項の規定によりフェイルに係る決済が行われたものとみなして前項第1号の規定を適用する。
- 4 第一段階破綻処理入札及び第二段階破綻処理入札により成立した入札対象取引の決済のための国債証券及び金銭の授受については、前3項の規定を準用する。

(担保管理事務手数料)

第7条 清算参加者は、担保管理事務手数料を当社に納入しなければならない。

- 2 前項に規定する担保管理事務手数料は、清算参加者からの請求に基づいて当社が行う当初証拠金の返還及び国債店頭取引清算基金の返還の件数に200円を乗じて得た金額とする。

(委託分に係る取扱い)

第8条 国債店頭取引他社清算参加者及び信託口を有する清算参加者については、第2条の規定にかかわらず、有価証券等清算取次ぎに係るネットイング口座(当社が定めるところにより当該国債店頭取引他社清算参加者と同一の企業集団(金融商品取引法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。)に属す顧客に係るものを除く。)及び信託口である

ネットィング口座（以下「委託分に係るネットィング口座という。）に係る同条に規定する手数料の合計額は月額200万円を上限とし、第3条から第6条までの規定にかかわらず、委託分に係るネットィング口座に係る当該各条に規定する手数料の合計額は、月額500万円を上限とする。

- 2 委託分に係るネットィング口座及び委託分に係るネットィング口座以外のネットィング口座を有する清算参加者については、当社が定めるところにより按分された委託分に係るネットィング口座に相当する部分について前項の規定を適用する。

（手数料の納入時期）

第9条 第2条から前条までに規定する手数料の当社への納入の日は、毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、前月分を、消費税及び地方消費税の相当額を加算して納入するものとする。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年10月14日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。ただし第3条の2第2項第3号の超過割当手数料は、当分の間、適用しない。
- 2 前項の規定にかかわらず第10条の2第2項及び第3項の規定は平成31年4月1日から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年5月1日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年4月1日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

別表1

残高管理手数料の額の計算に関する表

各清算参加者の残高管理手数料の金額は、計算日ごとに第1項に定める計算式により算出した金額の月間合計額に第2項に定める率を乗じた金額とする。

1 計算日ごとの対象金額

$$= \text{決済日等を同一とする各清算参加者と当社との間の金銭決済債務の額の合計額} \\ \times \text{次の営業日までの日数} \div 365$$

2 料率

月間2,000億円以下の部分	万分の0.031
月間2,000億円を超え3,000億円以下の部分	万分の0.029
月間3,000億円を超える部分	万分の0.027

- (注) 1 金銭決済債務は、個別銘柄取引に係る金銭決済債務、銘柄後決め現先取引等に係る金銭決済債務並びに第一段階破綻処理入札及び第二段階破綻処理入札により成立した入札対象取引の決済のために授受する金銭に係る債務を含む。
- 2 個別銘柄取引に係る金銭決済債務並びに第一段階破綻処理入札及び第二段階破綻処理入札により成立した入札対象取引の決済のために授受する金銭に係る債務については、決済日等が計算日から起算して2日目（休業日を除外する。）の日以降に到来する債務を対象とする。
- 3 銘柄後決め現先取引等に係る金銭決済債務については、決済日等が計算日から起算して2日目（休業日を除外する。）の日以降に到来する債務について、決済日等を同一とするエンド/Unwind国債引渡債務（バスケット）及びスタート/Rewind国債引渡債務（バスケット）を差引計算し得られた残額を対象とする。
- 4 次の営業日の前日までの日数は、計算日から計算日の次の営業日までの日数（休業日を含む。）とする。

別表2

期日管理手数料の額の計算に関する表

各清算参加者の日々の期日管理手数料の金額は、次の計算式により算出した決済日等ごとの期日管理手数料をすべての決済日等について合計した金額とする。

決済日等ごとの期日管理手数料

$$= \text{決済日等を同一とする各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引における取引金額の合計額} \times \text{決済日等までの超過日数} \div 365 \times \text{万分の} 0.015$$

- (注) 1 各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引は、当該清算対象取引の決済日等（現金担保付債券貸借取引等にあつては取引決済日、銘柄先決め現先取引等にあつてはエンド取引受渡日）が債務引受日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以降に到来する取引に限る。
- 2 清算対象取引における取引金額は、国債証券の売買等については業務方法書第40条第2項第1号eに規定する売買決済日に授受する金銭の額、現金担保付債券貸借取引等については同項第2号eに規定する取引決済日に授受する金銭の額、銘柄先決め現先取引等については同項第3号eに規定するエンド受渡金額（同第2条第38号bに規定する当初現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額及び同条第96号に規定する変更後銘柄現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額を含む。）とする。
- 3 決済日等までの超過日数は、計算日から起算して2日目（休業日を除外する。）の日の翌日から決済日等（現金担保付債券貸借取引等にあつては取引決済日、銘柄先決め現先取引等及び銘柄後決め現先取引等にあつてはエンド取引受渡日）までの日数（休業日を含む。）とする。